

せとうちダイバーシティ宣言制度 ロゴマークの取り扱いについて

瀬戸内市は、誰もが自分らしく生きることができるダイバーシティ（多様性）社会の実現を目指し、令和7年4月1日に「瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例」を施行しました。

そして、この条例で定められた基本理念をより広く浸透させるため、令和8年2月から「せとうちダイバーシティ宣言制度」を導入しました。

制度の詳細や申込方法については、市ホームページをご確認ください。



瀬戸内市ホームページ

詳細を
チェック!



せとうちダイバーシティ宣言

検索

ロゴマークの紹介

岡山県立邑久高等学校美術部員が心を込めてデザインしてくれました。



- ・瀬戸内市（Setouchi）の「S」の形をもとにデザイン
- ・使用している4色は瀬戸内市章（青、赤、緑）と市マスコットキャラクター「セットちゃん」の髪色（黄）をもとに採用
- ・色の重なりはひとりひとりが繋がり混ざり合う様子を表し、全体で多様な価値観や生き方を認め合っている社会を示す

使用上の注意

- ・このロゴマークは、登録事業者（せとうちダイバーシティ宣言に登録した事業者等）のみ利用できます
- ・登録事業者以外の第三者にデータを渡さないでください
- ・白黒での利用も可能です。ただし、縦横比変更・左右反転・色の変更は禁止です
- ・広報活動などにご活用ください

（例：店頭掲示、パンフレット、ホームページ掲載など）

問い合わせ先

瀬戸内市市民部市民課ダイバーシティ推進室
瀬戸内市邑久町尾張300番地1 TEL：0869-22-3922